令和８年11月16日

給与支払者各位

日立市長　小　川　春　樹
（市民税課扱い）

令和９年度給与支払報告書の提出について（お願い）

市税につきましては、日頃から御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
本年もいよいよ年末調整及び給与支払報告書等の作成の時期を迎えることになりました。
つきましては、令和９年度給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を下記の事項に留意のうえ作成し、**令和９年２月１日（月）まで（必着）**に御提出くださいますようお願いいたします。

記

1　主な変更点

（1）税務署への源泉徴収票の提出が不要となります。

従来、給与支払報告書は市区町村へ、源泉徴収票は税務署へ、それぞれ提出する必要がありましたが、令和９年１月１日以後に提出すべき令和８年分以後の給与所得の源泉徴収票については、事業者の提出事務の負担軽減を目的として、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署への提出が不要となります。

（2）電子データでの提出義務基準が「30枚以上」に引き下げられます。

給与支払報告書をeLTAXや光ディスク等の電子データで提出しなければならない対象が、現在の「100枚以上」から「30枚以上」に引き下げられます。

【判定基準】前々年（令和７年）に提出した給与支払報告書が30枚以上の場合、電子データでの提出が義務となります。

（3）税務署から送付されていた「給与支払報告書及び源泉徴収票」の配布終了

上記のことから、今まで税務署より送付されていた、年末調整関係書類に給与支払報告書（個人別明細書）が同封されないこととなります。書面で提出される場合は、下記より様式をダウンロードしてお使いください。

国税庁ホームページ　F1-1　給与所得の源泉徴収票（同合計表）
日立市ホームページ　令和９年度給与支払報告書の提出
参考資料　国税庁「源泉徴収票のみなし提出の特例特設ページ」

2　電子申告サービス（eLTAX）による提出のお願い

eLTAXで市区町村へ提出された給与支払報告書は、税務署へ自動で連携されます。なお、eLTAXで提出された場合は、各市区町村に自動で振り分けられ、情報はマイナポータル連携の対象となるため、従業員様の利便性向上にもつながります。

また、次のとおり、特別徴収税額通知の受取方法について、電子データでの受取を選択できます。eLTAXを利用した電子的提出に御協力いただきますようお願いいたします。

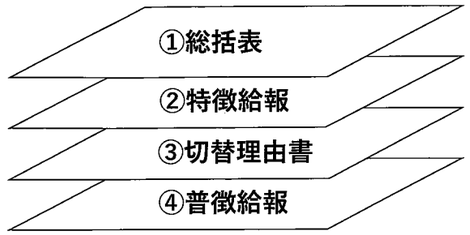
	特別徴収義務者用	納税義務者用
パターン①	電子データ（正本）	電子データ（正本）
パターン②	電子データ（正本）	書面（正本）
パターン③	書面（正本）	電子データ（正本）
パターン④	書面（正本）	書面（正本）

※　光ディスクにより提出した場合、税額通知を電子データで受け取ることはできません。

※　eLTAXとは地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。eLTAXの利用方法など詳細については、LTA(地方税共同機構)ホームページ(https://www.lta.go.jp/)を御覧ください。

4　給与支払報告書の提出方法について

給与支払報告書の提出の際は、右図のように①総括表②特徴給報③切替理由書④普徴給報（普通徴収とする理由（符号）を記入してください）の順番でまとめてください。



5　納期の特例について

受給者総人員が常時10名未満の事業所は、「納期の特例に関する承認申請書」を提出して承認を受けることにより、６月分から翌年５月分までの市・県民税を12月10日と６月10日の年２回に分けて納付することができます。

納期の特例を申請する場合は、給与支払報告書の提出の際に「納期の特例に関する承認申請書」を併せて御提出ください。

※「納期の特例に関する承認申請書」は日立市ホームページに掲載されている「市民税・県民税の給与所得等に係る特別徴収」のページから印刷することができます。

6　その他

（1）お送りした「給与支払報告書（総括表）」の印字内容に訂正がある場合は、朱書き訂正してください。

（2）すでに廃業している場合は、「給与支払報告書（総括表）」に廃業した旨（令和○年○月○日廃業）を朱書きし、返送してください。

※　廃業した年に、従業員への給与支払いがあった場合は、その年分について「給与支払報告書」の提出が必要になります。

（3）給与支払者が個人事業主の場合、番号法に定める本人確認が必要になりますので、次のいずれかの書類を添付してください。①支払者のマイナンバーカードの写し②支払者の通知カードの写し及び運転免許証などの写真付き身分証明書の写し

（4）市内の事業所におかれましては、市民税課、各支所に給与支払報告書を備え付けてありますので、必要に応じ御利用ください。

【お問い合わせ先及び送付先】
日立市　総務部　市民税課　市民税係　　ＴＥＬ　０２９４－２２－３１１１
〒317－8601　日立市助川町１丁目１番１号　　Ｉ　Ｐ　０５０－５５２８－５０００
https://www.city.hitachi.lg.jp/　　内　線　２３９・２３５・２３６

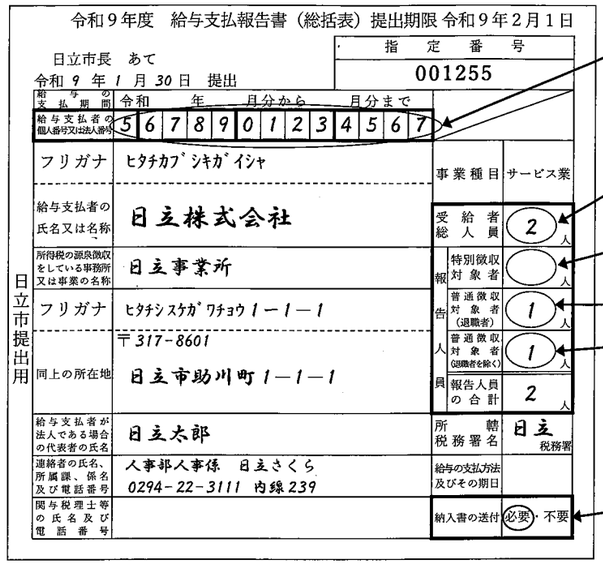
3　給与支払報告書作成の留意点について

（1）「総括表」について

同封されている総括表を切り離した後、必要事項を記入し、受給者総人員と報告人員を確認のうえ、給与支払報告書（個人別明細書）と一緒に提出してください。

なお、独自で作成した総括表を使用される際には、必ず同封されている総括表を添付して御提出ください。

〔記載例：総括表〕



令和９年度　給与支払報告書（総括表）提出期限 令和９年２月１日

日立市長　あて
令和 9 年 1 月 30 日　提出

指定番号：001255

前々の支払期間：令和　年　月分から　月分まで

給与支払者の個人番号又は法人番号：5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7

フリガナ：ヒタチカブシキガイシャ

給与支払者の氏名又は名称：日立株式会社

所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称：日立事業所

フリガナ：ヒタチシスタガワチョウ１－１－１

同上の所在地：〒317-8601　日立市助川町１－１－１

給与支払者が法人である場合の代表者の氏名：日立太郎

連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号：人事部人事係　日立さくら　0294-22-3111 内線 239

関与税理士等の氏名及び電話番号：

事業種目：サービス業

所轄税務署名：日立税務署

給与の支払方法及びその期日：

納入書の送付：必要・不要

報告人員：受給者総人員　2人
特別徴収対象者　人
普通徴収対象者（退職者）　1人
普通徴収対象者（退職者を除く）　1人
報告人員の合計　2人

日立市提出用

法人番号（個人事業主の場合は事業主の個人番号）を必ず記入してください。

受給者総人員を必ず記入してください。（他市町村提出者を含む。）

令和９年度特別徴収の対象となる人数

上段：普Ｆの人数
下段：それ以外の普通徴収の人数（一緒に提出が必要となる「普通徴収切替理由書」に記載された普通徴収合計人員－普Ｆの人数）

「不要」を選択した場合、５月上旬に送付する特別徴収税額決定通知書に納入書が同封されません。

（2）「普通徴収切替理由書」について

普通徴収が認められるのは、以下のいずれかの理由に該当する従業員に限られます。

普通徴収とするには「普通徴収切替理由書」の提出及び「給与支払報告書（個人別明細書）」に符号の記入が必要です。記入の仕方については、下記及び右ページの記載例を御覧ください。

〔記載例：普通徴収切替理由書〕



普　通　徴　収　切　替　理　由　書

市町村名	日　立　市	指定番号	001255
給与支払者の氏名又は名称	日立 株式会社		

符号	普　通　徴　収　切　替　理　由	人　員
普A	**総従業員数が２人以下** (下記「普Ｂ」～「普Ｆ」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	1 人
普B	他の事業所で特別徴収 (乙欄該当者など)	人
普C	給与が少なく税額が引けない (年間の給与支給額が116万円以下)	人
普D	給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)	人
普E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者又は５月末日までの退職予定者 (休職、育児休業を含む)	1 人
普通徴収合計人員　※普Ａ～普Ｆの合計		2 人

普通徴収に切り替える受給者がいる場合は、必ず記入してください。

該当する切替理由（「普A」～「普F」）毎に人員を記入してください。
※切替理由に該当しない受給者は、普通徴収に切り替えることはできません。

（補足）次の要件に該当すれば均等割非課税基準所得以下（非課税）となります。

（1）令和９年１月１日時点で、障害者・未成年者・寡婦又はひとり親に該当する方で、令和８年中の所得が135万円以下であった方

（2）令和８年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の方
｛（本人＋扶養人数）×32万円＋10万円＋18万９千円｝以下の方
（控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合は42万円以下の方）

＊「非課税」の目安は、令和８年中の給与支払額が116万円以下の場合となります。

（3）「個人別明細書」について

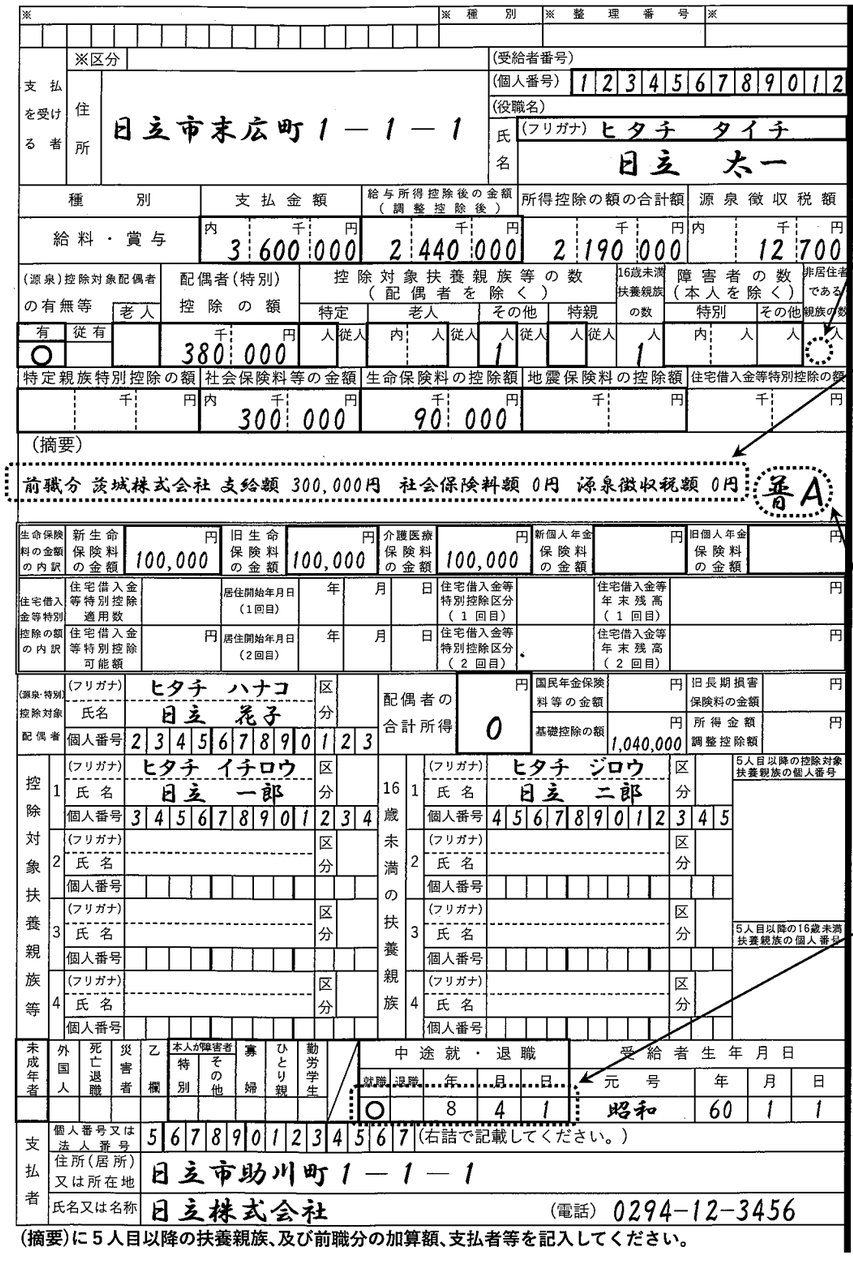
ア　**受給者の住所・個人番号・氏名・フリガナ・生年月日を記載誤りや不足・不備の無いよう記入してください。**

イ　扶養親族の数、社会保険料、各保険料の控除額は、漏れなく記入してください。また、「記入した控除の人数、該当項目及び控除額」と「所得控除の額の合計額」が一致することを確認願います。

ウ　16歳未満（平成23年１月２日以降生まれ）の扶養親族は、「控除対象扶養親族」には該当しません。

エ　**受給者の「個人番号」欄、（源泉・特別）控除対象配偶者及び扶養親族の「個人番号」欄、支払者の「個人番号又は法人番号」欄を確認のうえ必ず記入してください。**

〔記載例：給与支払報告書（個人別明細書）〕　　※詳細は国税庁ホームページを御確認ください。



※　※種別　※整理番号　※

※区分

支払を受ける者　住所：日立市末広町１－１－１

（受給者番号）
（個人番号）1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
（役職名）
氏名：（フリガナ）ヒタチ　タイチ　日立　太一

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	3,600,000	2,440,000	2,190,000	12,700

(源泉)控除対象配偶者の有無等	老人	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く）特定	老人	その他	特親	16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く）特別	その他	非居住者である親族の数
有	従有	380,000	人 従人	人 従人	1 人 従人	人 従人	1 人	人	人	人
○										

特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
	300,000	90,000		

（摘要）
前職分 茨城株式会社 支給額 300,000円 社会保険料額 0円 源泉徴収税額 0円　普A

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
	100,000 円	100,000 円	100,000 円	円	円

住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	居住開始年月日（1回目）	住宅借入金等特別控除区分（1回目）	住宅借入金等年末残高（1回目）
		年 月 日		円
	住宅借入金等特別控除可能額 円	居住開始年月日（2回目）	住宅借入金等特別控除区分（2回目）	住宅借入金等年末残高（2回目）
		年 月 日		円

(源泉・特別控除対象配偶者)	(フリガナ)/氏名	区分	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額
	ヒタチ　ハナコ / 日立　花子		0 円	円	円
	個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			基礎控除の額 1,040,000 円	所得金額調整控除額 円

控除対象扶養親族等	(フリガナ)/氏名	区分	個人番号	16歳未満の扶養親族	(フリガナ)/氏名	区分	個人番号	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
1	ヒタチ　イチロウ / 日立　一郎		3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	1	ヒタチ　ジロウ / 日立　二郎		4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5	
2				2				5人目以降の16歳未満扶養親族の個人番号
3				3				
4				4				

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職 就職	中途就・退職 退職	中途就・退職 年 月 日	受給者生年月日 元号	年	月	日
										○		8 4 1	昭和	60	1	1

支払者
個人番号又は法人番号：5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7（右詰で記載してください。）
住所（居所）又は所在地：日立市助川町１－１－１
氏名又は名称：日立株式会社　（電話）0294-12-3456

（摘要）に５人目以降の扶養親族、及び前職分の加算額、支払者等を記入してください。

控除対象配偶者、控除対象扶養親族のうち、国外居住親族の人数を記入してください。

年の中途で就職した方で、前職分を合算して年末調整した場合は、摘要欄に前職分の事業所名、給与額、社会保険料等を記入してください。

普通徴収の理由として該当する「普Ａ」～「普Ｆ」の符号を摘要欄に記入してください。

中途就・退職があった場合には、「中途就・退職」欄に必ず○印を記入し、中途就・退職年月日を記入してください。